

土佐清水市新規狩猟者確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則(平成22年土佐清水市規則第11号)第20条の規定に基づき、土佐清水市新規狩猟者確保事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 有害鳥獣による農林業被害を軽減するために有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保を目的として、狩猟免許の取得に要する費用を予算の範囲内で補助する。

(補助対象経費、補助対象者及び補助額等)

第3条 前条に規定する補助事業の補助対象経費、補助対象者及び補助額等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金交付申請)

第4条 補助対象者は、当該申請年度に狩猟免許を取得し補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の規定により補助金交付申請書が提出された場合、当該補助金交付申請書をもって補助金完了実績報告書に代えるものとする。

(補助金交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。ただし、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の請求)

第6条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が決定したときは、補助金交付請求書(様式第3号)により当該補助金を請求することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象者 下記のすべてに該当する者	補助対象経費 当該申請年度内で狩猟免許等の取得に係る下記の経費	補助額等 交付限度額と実支出額のいずれか低い額。
<ul style="list-style-type: none"> ・土佐清水市内に在住している者 ・市税及び県税等の納付すべき債務について滞納がない者 ・土佐清水地区猟友会へ入会する者 ・市が実施する有害鳥獣の捕獲に従事・協力する旨の確認がとれた者 	1 初心者講習会の受講料	10,000 円
	2 診断書料	2,000 円
	3 射撃教習	37,000 円
	4 狩猟免許試験申請手数料	5,200 円
	5 狩猟者登録申請手数料	1,800 円

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（土佐清水市暴力団排除条例（平成22年条例第31号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。